

姫 監 公 表 第 2 号

令和 6年 2月 8日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光経済局（前期）定期監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（前期）定期監査結果報告書

令和5年度 教育委員会事務局（前期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習課、文化財課

出先(教育)機関 青少年センター、藤ノ木山野外活動センター、姫路科学館、日本城郭研究センター（城郭研究室、城内図書館）、埋蔵文化財センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年9月6日から同年11月21日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除きおおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務（城内図書館）

ア 城内図書館、安室分館、東分館及び夢前分館において収納した図書複写料収納金について、姫路市会計規則第16条第2項に規定する日までに金融機関に払い込まれていなかった。

イ 城内図書館手柄分館において収納した図書複写料収納金について、分館周

辺の金融機関ではなく、姫路市外の金融機関で払い込まれていた。

収納金は、姫路市会計規則第16条第2項に規定する日までに払い込むよう所定の事務処理をされたい。また、公金に係る事故を防ぐため、最寄りの金融機関で納付されたい。

(2) 現金管理事務（城内図書館）

ア 城内図書館夢前分館における図書複写料に係る釣銭資金の現在高を確認したところ、監査日（10月13日）現在における現在高は6,000円であり、会計課から交付されている額（5,000円）より1,000円多かった。図書複写料収納金として処理すべきものが含まれていたためであった。

イ 城内図書館香寺分館における図書複写料に係る釣銭資金について、施錠できる安全な場所で保管していなかった。

城内図書館公金取扱基本マニュアル、姫路市つり銭資金取扱要綱及び公金取扱ガイドラインに基づき、業務終了当日に釣銭資金及び収納金の確認を行い、安全な方法により保管して再発防止に努められたい。